

<h1 style="margin: 0;">高知県公報</h1>	発 行 高 知 県 高 知 市 丸 ノ 内 一 丁 目 2 番 20 号
	発 行 日 毎 週 2 回 (火曜日・金曜日)

目 次

規 則	ページ
◎高知県建築士法施行細則の一部を改正する規則	1

規 則

高知県建築士法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 4 年11月30日

高知県知事 濱田 省司

高知県規則第48号

高知県建築士法施行細則の一部を改正する規則

高知県建築士法施行細則（昭和25年高知県規則第87号）の一部を次のように改正する。

第14条第1項第2号中「、上半身」を削る。

第15条第1項中「氏名」を「受験番号」に改める。

別記第1号様式及び別記第1号様式の2中

「氏名.....◎」
 （署名）」

を
 「氏名
 」

に改める。

別記第1号様式の3中「印」を削る。

別記第2号様式の2から別記第4号様式までの規定中「◎」を削る。

別記第6号様式中

「（記入心得）次の各項目について、正確に、かつ、完全に記入してください。記入は、青か黒のインク又はボールペンで丁寧書き、数字は、算用数字を用いてください。

※印欄は、記入しないでください。申込み後、住所その他に変更があった場合は、直ちに、文書で高知県土木建築指導課に通知してください。

書き切れないときは、適当に用紙を継ぎ足して書いてください。」

を
 「〔記入注意〕

1 次の各項目について、正確に、かつ、完全に記入して

ください。記入は、青又は黒のインク又はボールペンで丁寧書き、数字は、算用数字を用いてください。

2 記入し切れないときは、適当に用紙を継ぎ足して記入してください。

3 ※印欄は、記入しないでください。

4 申込み後、住所その他に変更があった場合は、直ちに、文書で高知県土木建築指導課に通知してください。」

に、
 「氏名.....◎」
 （署名）」

を
 「氏名
 」

に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。ただし、第14条第1項第2号の改正規定は、令和5年2月28日から施行する。